

## 住民基本台帳ネットワークシステムの停止について

住民基本台帳ネットワークシステムのメンテナンスを行うため、以下の手続きが一時的に利用できなくなります。

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

○利用できない日

【日時】 6月7日(火) 終日

手続き内容①～⑤

- ①個人番号カードの交付申請
- ②個人番号カード及び住民基本台帳カードを使用する特例転出・特例転入  
※特例転出は、転出証明書を発行しての転出手続きとなります。
- ③個人番号カード及び住民基本台帳カードの転入・転居時の継続利用  
※住民基本台帳ネットワークシステム再稼働後の手続きとなります。
- ④広域交付住民票の交付申請
- ⑤電子証明書の発行

問 本庁 市民課市民G ☎52-1111 内線102

## マタニティ教室

日時		内容
6/27 (月)	9:30～11:30 (受付/9:15～9:30)	・母親の生活リズムの大切さ ・胎児を育てる食生活

- 場 所 総合保健福祉センター(かがやき)
- 対 象 者 おおよそ妊娠20週以降の方  
※平成28年10月・11月出産予定の方は個別に案内を送付します。
- 持 ち 物 親子(母子)健康手帳  
妊娠届出時にお渡しした資料
- 申込期限 6月20日(月)までに電話でお申し込みください。

申込・問 かがやき健康推進課健康推進G  
☎54-7121



## 家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減するため、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は窓口で申請手続きをしてください(個人へのお知らせは行いませんのでご注意ください)。

提出された申請書の内容を審査し、11月までに結果の通知や慰労金の支給を行います。

○主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者の市民税が非課税であること
- ③病院への入院や施設への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(平成27年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

※重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税の方

※介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

- 基 準 日 平成28年6月30日
- 対象期間 平成27年7月1日～平成28年6月30日までの1年間
- 受付期間 7月1日(金)～29日(金)
- 支給金額 12万円または6万円  
※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

問 本庁 介護高齢課介護・高齢福祉課G  
☎52-1111 内線176